ネーミングライツに関する考察

一橋大学教授 木 村 俊 介

5 つ) こう できない にんしょう こうとう でんき こうがい こうさい できない まいまい はん さいかい 大利国におけるネーミングライツ 米国におけるネーミングライツ は じめ に

はじめに

存在する場合には、命名権に経済的価値が見出されることとなる。このように一定の経済的価値を伴う命名権を指し うとしても、そこに経済価値が見出されることはない。これに対し、施設・設備が有名であることなど特定の事由が 念である。一般に「施設などの名称に企業や商品の名を付ける権利」は命名権と呼ばれ、所有権に内在する権利とし ついて考察することとしたい。 て「ネーミングライツ」と称することがあり、本稿においてもその定義に沿うこととし、以下、ネーミングライツに て存在するものと解されている。しかし、例えば一私人がその所有する自宅や車に命名して命名権のみの売却を図ろ ネーミングライツとは、施設等の名称にスポンサー企業(サー」とハラ)の社名やブランド名を付与する新しい広告概

ネーミングライツは、米国では一九七○年代以降導入が始まり、特に九○年代に急速に普及した。我が国では、二

非営利法人 (NonprofitSector: 資金調達活動 (Campaign)

=命名の対象物 (Naming Opportunities)

注目を集める資産 (High-Profile Properties)

顕著に普及し、

各種の学校、病院等)を中心に行われていたが、一九九〇年代半ばから

は、

百年以上の歴

プロスポーツの競技施設を所有する営利法人や市町村も

大学、学校、病院等)

市町村

営利法人 (球場、競技 場等を所有)

(Municipalities)

史を持つ。このようなネーミングの活動は、元来、非営利法人(大学、 こととする。 命名を行うという行為(この行為をネーミングという) 米国では、寄付・遺贈を行い、その代わりに特定の施設・設備に対

国のネーミングライツの現況を紹介しつつ、その特徴について考察する

本章においては、"Naming Rights" (Terry Burton,2008)

における米

非営利法人(Non-profit Sector)

の動向

Ι

米国におけるネーミングライツ

|図―1] に示すとおり、

活用を始めることとなった。

非営利法人は、 業務活動に必要な資金調達を戦略的 営利収益を伴わな Vi 活

中心として経営を行うだけに、

設運営資金を確保する一つの手段として定着しつつある。 ○○一年に東京スタジアムが導入して以来、 地方公共団体にお

て

本稿においては、ネーミングライツの発祥の地である米国における

我が国の状況を概観し、

さらに米国との比

て我が国が取り組むべき課題について扱うこととする。

在の状況に触れるとともに、

(第90巻 第六号

八

続的に行うことは最重要の課題である。このために編

非営利法人に対する命名による寄付の上位一覧(トップ12:2007年) 〔表一1〕

(単位:百万ドル)

施 設 名	施設の種類	契約額
Stanford Health System Sioux City, SD	健康医療	400
Robert Day Scholars Program Claremont McKenna College, CA	大学	200
Kosair Children's Hospital, KY	病院	130
University of California, Berkley Hewlett Packard Foundation Grant for 100 Endowed Professorships	大学	113
University of Washington, Gates Institute for Health Metrics and Evaluation	大学	105
Moorehead Foundation Scholarship gift, University of North Carolina	大学	100
McNair Campus, Houston Baylor College of Medicine	大学	100
Lurie Children's Memorial Hospital, Chicago	病院	100
Oregon Athletics Legacy Fund, University of Oregon	大学	100
Betty Irene Moore School of Nursing University of California, Davis	大学	100
University of Illinois in Urbana, Champaign Gift from Tom Siebel to academic endowments	大学	100
Warren Alpert Medical School Brown University, RI	大学	100

(出典: "Naming Rights", Terry Burton, 2008)

中庭等)を選定し、

当該資産を命名の対象物

ネーミング

例えば学校では図書館、アトリウム、

(High-Profile Properties"

要は人目に

やその社会的な公益性から、 が、大学、病院が大半を占めている。これらの施設が、 は、その契約額の上位一二位を一覧にしたものである 以上のネーミングライツ契約が成立した。[表-1] に広がっていった。特に非営利法人にとっては、 等のプロスポーツの競技場を所有する法人等)や市 目を集める資産」 み出されたのが、当該法人が所有する資産の中で、 ○七年は当たり年であり、この一年間で、四○億ドル の契約を結んでいくという手法である。 つき易い資産。 (Naming Opportunities) として位置づけ、

このような手法が、営利法人(野球、

フットボ

i

ことが窺われる。 民間企業

非営利法人に対し、 (Private Sector) 営利活動を行う の動向

「民間企業」

注目を集める性質(High-Profile)」を備えていること

スポンサーがつきやすい

(Private Sector)

にお

いては、

ネーミングライツは、

大規模施設を含

一九

プロスポーツ施設において発達した。一九八七年に

論
説
ネーミング
ノライッ
/に関す
る考察

					7-4-19	日刀 [ル)
	施設名(ネーム)	スポンサー	業種	契約額	契約期間	単年度契約額
	Farmers Field	Farmers Insurance	保険	600	30	20
ス	MetLife Stadium	Metropolitan Life Insurance	保険	425 ~ 625	25	17 ~ 25
ジェ球場	Citi Field	Citigroup	金融	400	20	20
7	Reliant Stadium	Reliant Energy	電力販売	310	31	10
	Gillete Stadium	Gillete	家庭用品	240	15	16
アリーナ	Barclays Center	Barclays PLC	金融	200	20	10
	American	American Airlines	航空	195	30	6.5
	Atlanta	Royal Phillips Electronics	家電製品	185	20	9.25
	Nationwide Arena	Nationwide Insurance	保険	135	無期限	_
	TD Garden	TD Bank	銀行	119	20	5.95

るが、

(出典: Sports Business Journal ²を基に筆者が作成)

バスケットボール、

同種のネーミング活

ロサンジェルスフォーラム競技場に対してグレートウエスタン銀行 八〇年代から、 む諸施設の更新・運営を図るための資本を集める手法として、

げることができる 契約金額は、

の表から、 表 2 米国におけるネーミングライツについて以下の特徴を挙

ベンションセンター等の多様な施設に広がっている。 イツを導入している。 スホッケーの四大プロスポーツ施設の約七割の施設がネーミングラ 動が活発となり、 付けたことが始まりと言われている。その後、 が命名権を設定し、 スポンサーを業種別に見ると、銀行・金融機関が三分の一を占め 醸造、ソフトウェアメーカー等の様々な分野が存在する。 そのほか、 は、スタジアムとアリーナについて、ネーミングライ 現在、 エネルギー、 グレートウエスタンフォーラムというネームを その後、 アメフト、 保険、 大学スポーツ施設、 野球、

芸術施設、

コン

ツの契約金額が全米で上位五位に入るものを挙げたものである。 航空、 通信、 自動車、 レスト

極めて高額の契約が成立している。

総額で六○○億ドルを超える案件も見られるな

(第90巻

- 契約期間は二〇~三〇年に及ぶ事例も見られるなど、長期にわたる契約が締結されることも少なくない。
- (3)(2)単年度契約額においても、 年額一〇百万円を超える契約など、極めて高額な契約が成立している。
- (4) を有する業界がスポンサーになることが多い。 業種は、 保険、金融を始め、家電製品、航空業界など多岐にわたるが、大規模な数の消費顧客(大衆的な顧客)

市町村(Municipalities)の動向

特別の財源確保の手段として次第にネーミングライツの積極的な活用を図るようになった。近時の地方公共団体によ 米国は、二○○七年秋以降深刻な景気後退の状況に陥ったが、財源不足の状況に直面し、 全米の地方公共団体は、

る新たなネーミングライツの活用事例をまとめたものが〔表-3〕である。

載している例が多く見られる。前述した「注目を集める資産(High-Profile Properties)」に命名権を設定するという考 スクールバス、消防車両、警察車両、マンホールカバー、消火栓などにネーミングライツ契約で設定した広告を掲

有する公共施設に適用すると、結果的に、このような人の目に触れることが多い公共施設・設備が対象になることが え方(戦略)は、大学等の非営利法人の資金調達において生み出されたものであるが、この手法を地方公共団体が所

ることから、全米にわたり、交通システムや駅についてネーミングライツを設定する取組が行われているところであ また、公共交通機関においても、州からの資金補助が縮減し、維持更新に必要な予算が約七七七億ドル不足してい

ネーミングライツの適正価格

る

料金の算定のように定められた考え方が存在するわけではない。文字どおり、売り手(施設所有者)と買い手 日米を通じ、ネーミングライツの設定価格については、たとえ公共施設に係るネーミングライツであっても、 論 説

 $\ddot{=}$

でかなり事情も異なると考え伝手法として効果的なものと伝手法として効果的なものとこの点については、非営利にののはの場合と民間企業の場合	米国においては、ネーミン
--	--------------

地 域	事 例
複数のサ	学校区(School Districts)に対して広告契約を許す州が増加すことに伴い、スクールバスにピザ・チェーンの広告が出されるうになっている。
インデ ケンタ テネシ 都市	キー、に、当局がマンホールカバーと消火栓を更新(交換)する時期に
ボルテ	デア市 市内の3か所の消防署を閉鎖する計画が発表された後、市議会は市の消防車両に広告を掲載することを検討することを市当局にある決議を 2012 年 6 月に行った。
リトル サチュー (タウン	
ティングン マサチュ (タウン)	
ミネア ⁷ (ミネソ	
フェニ、	
シラキ: (ニュー 州)	
クリース市	カンド 市は、The Cleveland Clinic and University Hospitals から、25 : 間にわたる625万ドルの広告料を受け、新バス急行システムに"thealth Line" と名付けた。
公共交 ブルック通	シ市 地下鉄交通局は、20 年間にわたる 400 万ドルのネーミングラッ契約料を受け、the Atlantic Avenue 駅という駅名を付けた。 板は 2012 年 5 月に設置された。
シカゴ	シカゴ交通局は、2012 年 5 月に、11 "L" の駅群のネーミング イツの販売を開始した。

(出典: The 2013 Entertainment, Media & Advertising Market Research Handbook)

ているわけではない。」といる一貫したルールが定められ も、「(ネーミングライツの) 点について、米国において うのが実情のようである。 る。全体にわたって適用し得 については、ミステリーであ 金額がどのように定まるのか 意で定まることとなる。この ンサー)との市場における合 ネーミングライツの効

(第90巻

5 定し看板等を掲示しているスポンサーの名称を認識しているという結果も得られている。 (4) 果をもたらしているか。」という問に対して、もたらしていると答えた回答の割合は、 ツファンのうち三五%のみであった。また、 る。 民間企業については、 米国の調査記事によれば、「ネーミングライツはスポンサ 当該調査対象者の約九○%は、そのスタジアムにネーミングライツを設 兀 1 都市 企業にとって積極的 0 七五〇人の スポ な効

かに施設内で当該スポンサーの社名を目にした」ということを記憶に留めているのであれば、 るかという点については、未だ発展途上の段階と言ってよいのかもしれない。他方、施設を訪れた人の九〇%が、 体としての価値及び 当該調査結果のみでは確たる結論は出し難いが、 ii 企業イメージの向上につながる社会貢献のアピールという二つの効果を十分に果たして 施設利用者の視点から見て、 ネーミングライツが、 広報媒体としては相当 i 広告媒

六 米国における今後の動向

度

の効果を発揮しているようにも考えられる。

この点は更に分析研究を行っていくべき課題であろう。

学校区、公立学校、宗教学校 環境グループの資産とプログラム 市町村の一連の資産 州政府及び連邦政府の資産:特に公園 医学研究 芸術文化団体 様性 で 割を続け、 :見込まれている。 あろう。また、 一の増大は、 国におけるネーミングライツの市場は未だ飽和状態には至っておらず、 公立・私立の大学、 今後数年間続くことが見込まれている。 [表―4] のようなニッチ カレッジ、 コミュニティカレッジ、 (隙間) 市場が二 分野としては、 けたの伸びで成長を続けていくこと 私立校が大きな割合を占める 教育界が今後も先導的 契約件数と内容の多

ネーミングライツの成長

I 我が 国におけるネーミングライツ

が

公有資産改革としてのネーミングライツ導入

-4)

分野

近 年、 地方公共団体においては、厳しい財政状況を背景とし、 さらに効率的な行政経営を推

スポーツ施設、

文化施設へと変化していることが特徴として挙げられる。

(表—5〕	公有資產。	女革の体系	
公有資産改革	有効な公有資産の 整備・管理		公有資産の整備	PFI 等
			公有資産の管理	指定管理者 等
		公有資産の	資産の効率的運用	公有資産の長寿命化、包括的管理 委託 等
	1 6		資産の付加価値の 活用	有料広告、ネーミングライツ 等
質産が	ファシ	有効活用	資産の統合・再編	公共施設再配置(総量縮減) 等
	リティ マネジ メント		公有資産の利活用	他用途への転用、複合化、ネット ワーク化、戦略的な売却 等
		公有資産の 解体・撤去		効率的な解体・撤去手法の活用
		公有資産 情報の充実	公会計改革	財務諸表4表整備、固定資産台帳 整備、データベース整備 等
				(11) th + 55 dz 32/3: (4: cf:)

(出典;筆者が作成)

する観点から、公有資産改革に取り組んでいるところである。特に各団

体が整備し保有している公有財産を有効に管理していく手法としてのフ である。ネーミングライツは、公有資産の付加価値の活用方策であり、 ァシリティマネジメントは、行政関係者の強い関心を集めているところ ファシリティマネジメントの一環として位置づけられ得るものであるこ

とから、行政手法として今後とも有効活用し得る施策である 二 我が国におけるネーミングライツの現状

場である「サントリー東伏見アリーナ」(西武鉄道所有)であるとされて いるが、公共施設としては、二〇〇二年に東京スタジアムに設定された 我が国において初めてネーミングライツが設定されたのは、スケート

「味の素スタジアム」である。当該施設の命名を契機として、二○○五

年以降、ネーミングライツの導入が広がっていった。(6) 我が国におけるネーミングライツ契約数等については公的な統計調査

公共施設における契約数は概ね一○○件に上ること、②二○○八年に三 による把握は行われていない。民間調査によれば、⑴二〇〇九年現在、

③二○○六年度以降、導入施設の中心が、プロスポーツ施設から一般の 四件の設定が見られたが二〇〇九年には新規設定は減少していること、

このような現状を踏まえ、全体的には、スポンサーを開拓・確保していく必要性が議論されている。

地方公共団体におけるネーミングライツのメリット・デメリット

メリット	デメリット
(1) 安定的な財源の確保 ①資産の減耗を伴わずに財源を確保 ②新たな税外収入の確保 ③競技・主要イベントの繁忙期・閑散期に左右されない安定収入の確保(人材の安定的な活用が可能) (2) 公共施設の PR 効果(主要な競技・催しの集客増加、及び主要な競技等以外の催しに対する集客効果) (3) 地域資源の発見、創出効果(提案型ネーミングライツ) (4) 公共施設に魅力・価値を付加(競技場、公共緑地・造資等) ②迷惑施設のイメージチェンジ(公衆トイレ等) (5) 地域全体のイメージテェッブ (5) 地域全体のイメージアップ (1) 新規性、革新性のある行政経営の姿勢をアピール (1) 新規性、革新性のある行政経営の姿勢をアピール (2) (スポーツ施設の設置者(地方公共団体)の3者連携を通じ3者をルぞれに係る宣伝効果・特にスポンサーの知名度の向上・特にスポンサーが地元企業の場合 (8) 公有資産の有効活用としてアピール	(1) 頻繁な流形で変更の可能性・頻繁な流形で変更の可な場と、 ・頻繁に流形で変更がで変更がで変更ができませる。 のイメティーので表現、地域でででは、 ティティーので表現、神学を経営を伸って、 全に不能ののに不能ののでは、 生じた場合の施力のでは、 生じた場合の施力のでは、 生じた場合の施力のでは、 生じた場合のに、 を持ち、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

(出典:筆者が作成)

体とスポンサーは、どのようなメリット・デメリットを認識 債権債務関係が成立することになるが、果たして地方公共団 共団体と施設にネーミングライツを設定するスポンサーとの

に、公共施設の付加価値を活用して新たな税外収入を獲得す に、地方公共団体にとっては、資産の減耗を伴わ 地方公共団体 安定的な財源の確保 メリット

ず

の内容をまとめてみると、〔表―6〕、〔表―7〕のとおりとな イツの実績も踏まえて論議されているメリット・デメリット して契約締結に至るのであろうか。これまでのネーミングラ

を対象)によれば、ネーミングライツを導入するメリットに ついて財源確保と回答する団体が回答全体の五割を超え圧倒 ることができることが最大のメリットである。 ある民間調査(二〇〇九年九月実施。地方公共団体六八団体

的に多かった。やはり公共施設を管理する実務者の視点から(タ)

[表一6]

ネーミングライツ契約においては、施設所有者たる地方公

ネーミングライツのメリット及びデメリット

四四

見れば、 ネーミングライツ契約による収入は、 施設の維持管理経費や改修費に充当する財源として期待し得るもので

あり、最大のメリットとして受け止められていることがわかる。 第二に、歳入となる財源の確保という観点から見れば、新たな税収入を獲得するためには、新たな税源 (住民にと

ば、公共施設の付加価値を活用するだけで新たな税外収入を創出することができる。

っては新たな租税負担)を見出し税条例整備等のプロセスを経る必要がある。これに対し、ネーミングライツであれ

であれば企画展の巡回時期など、集客の繁忙・閑散期を伴うことが多い。このため、 第三に、公共施設が集客施設である場合には、スポーツ施設であれば競技のオン・オフシーズンの別や、文化施設 閑散期の対策は、安定的な収益

ングライツ契約に基づく収入を確保することにより、通年で安定的な収入が得られることとなり、閑散期における集 確保や組織管理の面においても重要な課題となっている。これに対し、たとえ副次的な営業収益であっても、ネーミ

客対策等の負担を軽減するとともに安定的な組織・人材の活用を図ることができる。

公共施設に設定したネーミング(愛称)がインパクトのあるブランド名である場合、当該ネーミングのアピール効(19) 公共施設のPR効果

ことができる。 増加を図ることができるとともに、主要な競技等以外の催し(シーズンオフの催し)に対する集客効果の向上を図る 公共施設自体の認知度を高めることができる。そのことを通じ、当該施設で開催される競技 ・催しの集客

地域資源の発見・創出効果

の提案を募集することにより、行政の視点では発掘していなかった公共施設の新たな付加価値を発見することができ このような地域資源の発見・創出効果を期待することができる。

例えば横浜市において提案型のネーミングライツ導入を実施(後述)しているように、命名を設定したい公共施設

説

ネーミングライツに関する考察

二六

(第90巻

第六号)

力を増す等の集客効果を期待することができる。 例えば競技施設に対し、より親しみやすさを増すネーミングを設定することにより、 (iv) 公共施設の魅力アップ 家族連れ利用者にとっての魅

ミング(愛称)を設定し、当該ネーミングのブランド性やアピール効果を通じ、公共施設の魅力アップを図ることが また、例えば公園、公共緑地、歩道など、全国至る所に存在する公共施設(いわば没個性的な公共施設)に対しネー

設のイメージチェンジを図ることができる。 期待される。 さらに、例えば公衆トイレ等のいわば迷惑施設に対し、親しみやすさを増すネーミングを設定することにより、

例えば公園、公共緑地、歩道など、全国至る所に存在する公共施設(いわば没個性的な公共施設)に対しネーミング

地域全体のイメージアップ

のイメージアップに貢献することが期待できる。 (愛称)を設定し、当該ネーミングのブランド性やアピール効果を通じ、当該施設だけでなく、その周辺エリア全体 新たな公民連携のアピール

求められている。このような状況の下で、ネーミングライツの導入は、公民連携により公共施設の付加価値を最大限 に発揮するという新たな行政手法の側面を有している。このため、ネーミングライツの有効活用により、 近年、地方公共団体は、NPM、公有資産改革、ファシリティマネジメント等の行政経営改革を進めていくことが 行政機関と

アピールすることができる。 して、新規性、革新性のある行政手法を活用しつつ公民連携により効率的な行政経営に取り組んでいるという姿勢を

また、特にスポーツ施設の運営においては、施設所有者たる地方公共団体、ネーミングライツのスポンサーに加え

ホームチームも重要な役割を果たすことになる。ネーミングライツは、この三者間の公民連携をつなぐブリッジ

効果を発揮することが期待できる。 の役割を果たすこととなる。このため、三者の連携により、ネーミングライツは当該三者それぞれに係る有効な宣伝 特にスポンサーが、公共施設が立地する地域の地元法人(企業、学校等)である場合、ネーミングを通じて、スポ スポンサーの知名度の向上

(5) お更新投資の集中化及び財政状況の逼迫化を背景として、資産の最適な所有・利活用・維持管理を行う公有資産改革持更新投資の集中化及び財政状況の逼迫化を背景として、資産の最適な所有・利活用・維持管理を行う公有資産改革 業名又はブランド名が全国的に知れ渡るようになる例は見られるところである。 ンサーの知名度を一層上げる効果をもたらすことが期待できる。これまでの事例の中にも、ネーミングを通じて、企 現在、地方公共団体は、公共施設等の需給バランスの変化、資産リスクと高機能化ニーズの高まり、既存施設の維 公有資産の有効活用施策の取組の一環としてアピール

に取り組んでいるところである。このため地方公共団体は、近時、行政財産の転用、戦略的な売却・貸付、PFI、

体は、ネーミングライツ導入を公有資産の有効活用施策の取組の一環として対外的にアピールすることができる。 最大限に活用するという意味において、公有資産改革の一環として位置づけることができる。このため、地方公共団 信託、証券化など様々な手法を検討し導入を図っているところである。ネーミングライツは、公共施設の付加価値を デメリットとしては、下記の点を挙げることができる デメリッ

スポンサーが続き、 ネーミングライツの契約期間は三~五年間が標準的であるが、過度に頻繁に、 施設の愛称が極端に変更される場合には、 イメージの混乱、 かつ、業種・企業イメージが異なる 地域アイデンティティの喪失が懸念

頻繁なネーミング変更の可能性

されることとなる。(3)

説

スポンサーに不祥事や経営破綻が生じる可能性

実例も生じているが、スポンサーに不祥事や経営破綻が生じた場合の施設のイメージダウンのリスクも存在する。(4)

(iii) ネーミングライツが更新時期を迎えた際に、更新前に設定された契約金額や契約期間に比べ、更新後の契約の条件 ネーミングライツの契約条件の変化が与えるイメージ

が厳しい内容となっている場合、施設自体の付加価値が厳しい評価を得ているネガティブな印象を与えるリスクがあ

いる場合、彼等にとって違和感のあるネーミングが付けられた場合に反発を呼ぶ可能性がある。 (5) 地域住民や施設利用者(スポーツ施設におけるホームチームのファン等も含む)が公共施設に対する強い愛着を有して る (iv) 地域住民、施設利用者の反発が生じるリスク

な留意点となる。 (16) 逆に言えば、施設所有者及びスポンサーは、地域住民等の感情に配慮したネームの設定を行うことが実務上の重要

当該施設において、既に看板掲示等の広告を行っている広告主にとって、新たに設定するネームが表す企業名、ブ

当該施設の既存の広告主との摩擦

可能性がある。施設所有者は、そのような事態が生じないよう事前の調整に留意する必要がある。 ランド名等が親和しない等の事態が生じた場合には、施設所有者・スポンサーと既存の広告主との間で摩擦が生じる

新たに設定するネームが表す企業名、ブランド名が、当該施設の設計者による施設の設計意図に整合しない場合に 当該施設の設計者との関係

摩擦が生じるなど施設の特殊性に起因する摩擦等のリスクも存在するところである。

0

T

E

1

効

深果が

スポ

>

+

1

企

業にとっ

7

0

大きな誘

因

とな

0 は

7

13

ること 域

メリット

- ①宣伝効果 ・公衆に対するスポンサー名・ブランド名等の宣
 - 伝効果 ・ホームチームの活躍等を通じた飛躍的な宣伝効果 "地域資源への投資"を通じた地域貢献に係る姿
- 参のアピール効果 ③スポーツ、文化、芸術活動の振興への貢献に係る姿 参(期待される社会的責任の履行)のアピール効果 ④公民連携への積極姿勢を通じた社会的な信頼性の 後行 () 後 () 後 () 後 () 後 () を (

九

年

九

スポ

ンサ ること

1

企業八

一社を対

象

は、

次

0

ネ

1

ミン 月実施。

グライ

"

ス

ポ

>

+

1 >

となっ

た目

的

12

0

11

X

1

3

T 域 0 >

"

ブ

を

义

が期

待できる。

前

り、 共

地

貢 P +

献

0

姿勢を

示すことができ、

S

11 述

施 ス (ii) 通

設

R

施

設

及

び

地

域

0)

1

X

1

ジ

アッ

プ、

地

域

資

源

0

創

出

等

を

义 公

ポ

1

は、

公共

用を通じた広報効果

た行に

0 ル

よう

にネ

1

=

ラ

1

"

13

係 域

実

務 化

きとし げ

7

地

貢

献

0

V

7 が

0

質

問

では

地 >

域 グ

貢

献

地

活 る

性

を 0

あ 動

る会社

九

割を

超え、

ネ

1

=

グラ

1

"

ス

ポ

>

+

1

デメリット

- ①契約料の過剰投資のリスク
- ③契約期間中の不祥事等に起因して ネーミングライツ契約を解除された 場合のイメージダウンのリスク ④ 地元住民、施設利用者の反発が生じるリスク

(出典:筆者が作成)

ス (T) (\Box)

ポ

4

側

0

1)

"

1

とし

7

は、

次に

揭

げ

る

事

項

が

挙

げ

5

n

る

ス

ボ

+

1]

"

(i)

宣 伝 効

公 共

果

対 施 す 設 3 高 Vi う 11 集客 宣 効 能 力を備

え

た施

設

13

1

4

を設定することに

n

1 4 チ 伝 1 果を期 4 が 全 玉 待 的 すること な活

躍

罪をし

た場合には、

全

玉

的 ス

な報 ポ ょ

道 "

が ネ

できる。

また、

特に

1

施

設

0

ホ

E

飛 場

躍 合、

的

な宣

伝

効

ま

る

地

域

資

源

0

一衆に

投資 果が 施 設にネ 見込 を 通 1 じた地 ミシ n グライツを設定することに 域 貢 献に係る姿勢

0

7

Ľ

1 より、

ル

効

果

ては当 0 R 間 該 調 ス 查 ポ + Ш 自

增 体 0 1 0

7 とお K る企 は、 なること h 業 地 報告 が 域 0 貢 番 7 献 X 多 1) を 11 る。 か あ " 1 げ 0

第90 卷 第六号

九

第六号

ぎ見つしつ

(ii) スポーツ、文化、芸術活動の振興への貢献に係る姿勢

現代社会においては企業によるフィランソロピー(慈善活動)の意義が重視されているが、スポンサー企業とし

をアピールすることができる て、スポーツ、文化、及び芸術等の分野でネーミングを行うことを通じ、期待される社会的責任を履行していること

iv 公民連携への積極姿勢を通じた社会的な信頼性の獲得

性を獲得することができる。また、地域資源を発掘してネームを付与することを通じ、地域に親和性のある広報媒体 スポンサー企業は地方公共団体のパートナーとして契約を締結することにより公民連携を通じ社会的な一層の信頼

としての企業活動等をアピールすることができる。

における広告スペースの確保、年間における特別席の確保等)の有効活用を通じた広報効果を期待することができる ネーミングライツ契約に定められた命名権に付随する債権として、スポンサーメリット(例えば、当該施設内

通常、ネーミングライツ契約において、ネーミングライツに付随する権利として、当該施設におけるスポンサーの スポンサーメリットの有効活用を通じた広報効果

広告スペースや特別席の確保等のスポンサー・メリットが設定される。スポンサー企業としては、これらの特典を活

(-

用し一層の広報効果を上げることが期待できる。

デメリットとしては、次の点を挙げることができる。

(i) 契約料の過剰投資のリスク

スポンサーの視点による費用対効果を考えた際に、その宣伝効果やネーミングライツに付随する債権

メリット)等に対して、契約額が過剰になるリスクが存在する。

公共施設がスポーツ施設である場合、ホームチームの成績不振による観客の不入り及びイメージダウンのリスクが ホームチームの成績不振による観客の不入り及びイメージダウンのリスク

けられる。

不祥事等に起因して契約を解除された場合のイメージダウンのリスク

消処分を受けた場合)、ネーミングライツ契約に基づき契約が解除されることがある。このような場合に、業務に係る スポンサー企業の業務に関わる不祥事が発生した場合(例えば何らかの事由により当該企業が営業停止や営業許可の取

処分に重ねて、ネーミングライツ契約の解除を通じて当該不祥事が一層広く周知されることとなり、当該企業として

層大きなイメージダウンを被るリスクがある。

地元住民、施設利用者の反発が生じるリスク

のイメージ戦略が整合しない場合には、地元住民等の反発が生じるリスクが存在する。 前述の地方公共団体のデメリット心と同様に、地元住民、 施設利用者が当該施設に抱く愛着等の感情とスポンサー

定まるものである。このため、当事者はこれらの点を十分に勘案してネーミングライツの導入を検討することが今後 合意により成り立つビジネスである以上、当事者双方のメリット・デメリットの検証や相互の交渉によりその成否が このようにネーミングライツは様々なメリット・デメリットを備えている。ネーミングライツ契約は、 当事者間

四 ネーミングライツの法的性格

も重要であろう。

定義

論説

ネーミングライツに関する考察

Ξ

ネーミングライツとは、 教育施設、文化施設、 スポー ツ施設等の名称に、 スポンサーの社名や商品ブランド

的

名を付与する権利を意味すると考えられている。

も概ねこのような考え方が採られている。この場合の債権の発生原因は、ネーミングライツ契約となるので、その権者の合意(契約)に基づく私法上の債権の集合体である」と考えられることが一般的であり、地方公共団体において 利の内容は個々の具体的なネーミングライツ契約の条項によって決まってくることとなる。 ングライツの法的性質は、 平成一五年以降、 次に地方自治法(ヒッド「セメー)とネーミングライツとの関係が問題となる。現在ネーミングライツが設定されている公 多くの地方公共団体でネーミングライツ契約が積み重ねられてきたことに伴い、我が国のネーミ 法律関係者等により整理されてきている。現在、ネーミングライツの法的性質は、

としては、行政財産は、普通地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果の達成のために利用されるべ ないこととされている(gming)。これは行政財産に対する私権設定禁止の原則と呼ばれるルールである。その趣旨 を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができ 共施設は、地方自治法上の行政財産(※竺☲ང)に該当するものが多い。行政財産については、一定の場合を除き、これ

規律の判断基準とネーミングライツの活用は、法的規律の次元を異にする問題であるように考えられる。 権に付随する権利であるが、ネーミングライツをいかに活用しようとも有形資産の減耗に直接影響を与えるものでは このため、「行政財産の物的手段としての効用の減少をもたらすか否か」という行政財産の私権設定に対する

ひいては行政目的を達成し難くなる虞があるからであるとされている。ネーミングライツは、有形資産に対する所なきものであり、これに私権を設定することを認めることは、行政執行の物的手段としての行政財産の効用を減少し、

有形資産に対する所有

このような事情を背景として、ネーミングライツと行政財産との関係をどのように解するかという点はこれまで一

しないこととなり、行政財産の私権設定禁止原則等に抵触する関係は生じないこととなる。(3) 課題を解消する説等も唱えられた。現在は、前述のとおり、契約に基づく私法上の債権の集合体として位置づける説つの論点となっていた。この点については、ネーミングライツを商標権に準ずる権利と捉える構成をとることにより は合理性が認められると考えられる。この説に沿って考えれば、ネーミングライツは、地方自治法の「財産」に該当 えないネーミングライツの特性を考えれば、ネーミングライツを契約により創設される債権として構成する考え方に が有力である。「物的手段としての効用減少の可能性」という行政財産に係る基準と有形資産の減耗に直接影響を与 また、ネーミングライツと条例の関係については、我が国の場合、公の施設の設置及び管理に関する条例に施設の

合、「ネーミングライツの公正性等を担保する枠組みが必要か。」という議論はかねてからなされてきたところであ ここで、ネーミングライツには行政財産の使用許可等の地方自治法に基づく規律が生じないことを前提とした場)とは異なる「愛称」という位置づけを行うことが多い。(※)

三 ネーミングライツに対する規律

名称が定められており、ネーミングライツによる命名を行う場合には、条例の一部改正は行わず、条例上の正式名称

導入が進んでおり、 となっている。学校区は当面の財源不足を埋めることができ、民間企業は広告需要を満たすことができるため着実に 舎につき百万ドル、一つの教室を二万五千ドルなど、学校側が価格を提示して契約を誘引するなど、今や一つの市場 代末から、公立学校においてもネーミングライツの導入が定着し、公立学校は、大学法人の後を追うような形で、フ ットボールスタジアム、運動施設、図書館、ホールウェイ、その他の施設をネーミングライツの対象とし、一つの校 この点について、本稿では、比較の対象として、米国の例を取り上げることとする。米国においては、一九九○年 米国における調査では、二〇〇三年に二四億ドルに上る契約が締結されている。

論 説 ネーミングライツに関する考察

説

れている。学校側は、 しかしながら、 あらかじめ酒類・タバコ業界は不適切な業界として排除している。これに加えて、 米国では、スポンサーの精選の問題 (いわゆる ^バッドネーム・スポンサー 問題)

上好ましくないスナックや炭酸類等を販売するスポンサー(食品業界)を学校側が排除したいと考えているが、

らの特定業種を排除することが法的な観点において次第に困難になりつつあるという点が問題となっている。 また、バッドネームスポンサーの問題が身近に生じ得ることの事例として多く引用されるのが、一九九九年にエン

ロン社がネーミングライツを取得したヒューストンアストロスの球場であるエンロン・フィールドである。 同社は、

た。当該事例は、 三〇年間、一億ドルの価格で同球場のネーミングライツを取得したが、その二年後に不祥事と併せて経営破綻に至っ 資金上及び球場へのイメージ上の問題を引き起こした代表的な事件として今日でも取り扱われてい

も公立学校がネーミングライツを導入することは学校の品位を落とす」という理由でネーミングライツに批判的な意 これらの事件も相まって、″スクール・コマーシャリズム』(学校における営利主義)が問題となっており、「そもそ

支える意識が希薄になるのではないかと懸念する意見もある。このように公立学校を巡る論議は今後も続いていく模 見も従来から存在する。他方、現在の厳しい財政状況下ではネーミングライツは公立学校間の格差を解消する手段で あるという意見もある。しかし、長期的には学校に損失を与え、公立であることの責任を薄め、納税者も学校予算を

様である。

の確保との両立を如何に図るかという問題であろう。 信頼性の確保を図るために必要なことは、 学校施設であれば、

ここで考えなければならないのは、ネーミングライツとの関係で、公共施設の備える公正性、

行政に対する信頼

児童に与える心理的・教育的影響も含め適正な学習環境を確保することなど、行政として最低限守らなければならな

い行政サービスの品質を確保することに他ならない。

| 横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン② (平成23年12月1日改定) における審査項目及び審査のポイント

審查項目	審査ポイント
①応募団体	・応募資格にあてはまるか・経営は健全かなど
②応募の趣旨	・本市のネーミングライツの目的に沿っているかなど
③ネーミングライツを導入す る施設等	・施設等の設置目的や経緯からみて、導入が妥当な施設かど うかなど
④愛称案 (英文表記含む)	・市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか・施設等の管理運営に支障が生じないかなど
⑤ネーミングライツの対価	・応募金額は妥当か ・市の負担経費(標識架け替え費用等)と比較して妥当かなど
⑥導入の期間	・安定したネーミングライツ運用が図られる期間か(原則 5 年以上が望ましい)など
⑦施設の魅力向上、地域活性 化につながる提案	・導入施設等にふさわしい内容か・実現可能な内容か・市等の関係機関が対応可能な内容かなど
®スポンサーメリットに関す ること	・施設の設置目的や関連法令等に適合する内容かなど
⑨市民および関係者からの意見聴取の結果	
⑩その他、審査において必要 な事項	

各地方公共団体は、

独自の工夫を行

13

寸

体と 井

応募団体の範

(出典:横浜市資料を基に筆者が作成)

5

0)

排除)、

サーの精選

地方自治法上の規律は適用されない以上、スポン

このため、ネーミングライツ導入においては、

要な課題となる。

(四)

我が国におけるネーミングライツ導入の

規範

に各自治体が規範を備えておくことが今後

一層重

適切なスポンサーを選定することができるよう

即ち行政サービスの品質確保の観点か (米国でいうバッドネーム・スポンサー

してのガイドラインを整備して、

て、応募者資格について〔表―9〕のように定め 項目を定めている(〔表―8〕)。 及び応募団体の中からスポンサーを決定する審査 また、横浜市においては、ガイドラインにお

インと広告基準により、詳細に応募資格(等) (等) (表) (表) 行政に対する信頼性の確保を期してい 詳細に応募資格を定め、 ガイドラ

(第90巻 第六号)

公正性、

ている。

三五

○横浜市広告掲載基準 (規制業種又は事業者)

(3) 消費者金融

たばこ

13 0

導入

3

n

よ

13

り、

契

更

期

を

迎 成 ネ

え

る

5 盛

た

 $\mathcal{F}_{\mathbf{i}}$ 11

年 1

か

グ

ラ

1

"

状

め

7

公募

を

行 る

13 う

新

0

契

約

ぶこ 新

とと

な

我

0

ネ

3

>

グ

ラ

1

"

契

約 規 な

は

契

約 を 約

期 結

間

が

5

Ŧī.

年 る。

間

0

\$ が あ 5

0 \pm

が

- 5
- たはこ ギャンブルにかかるもの 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者 法律の定めのない医療類似行為を行う施設 占い、運勢判断に関するもの 興信所・探偵事務所等

- 特定商取引に関する法律(昭和51年6月4日法律第57号)で、連鎖販売取引と規定 (10)される業種
- される業種
 ・情権取立て、示談引受けなどをうたったもの
 ・ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
 例: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの(不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する)
 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
 各種法令に違反しているもの
 ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 ・ 不必要と無面が求っままで批正法に違反しているもの (11)
- (13)

情

15

差

が \pm

あ 0

る ネ

\$

0 =

0 >

今

次

揭 13

げるようなト

V

K は

我

が

1

グ

ラ

1 後、

"

導

0

Vi

7

は、

米

玉

2

玉

- (14)(15)
- 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの

意

規 範 ${
m I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ 0 今後 在 1) 方 0 0 ネ 検 1 討 11 \$ > 求 グ 8 ラ 5 1 れることとなる " 0 留 意 点

よう

な 規 11

将

来

0 必

事 要 1

態

を

見通

L

て、

立

法

P で 13

条例

とし

7

0 た、 n

対

か ネ

な 1

範

が

人とさ

n 関

ることに す

なる

あ

ろ 0

ま

そ

0 細

>

ガ

ラ

"

ic

る

行

政

機

関

٤

7

0

ょ

3

8 5

0 状 育 る。

よう 況に

扱う

か

など、

行

政

#

1

ビ

ス

0

品

質

確

保

0 定

観

点

か

施

設

お

17

る

1 13

>

1 我

き

興 例

隆

す

至 13

0

た場

合 ネ

は、 3 お

食 グ て、

밂 ラ

業

界 " が

そ 0 玉

0 導

他 人 お

0 0 11

特 動 7

0 が

業

界

を

ただ

Ļ

将

来

11

P

え

ば

教

す ることが 重 要で あ る

表 況 0 受給バランスの 10 あ る は、 ネ 平 1 成 = 変化 > Ŧi. グ 年 0 ラ 地 1 0 域 月 ツ 差 は 現 が 在 拡 平 0 大

90 卷

丟

〔表―10〕 ネーミングライツ導入期と現在の契約内容の比較

(平成 25 年 10 月現在)

正式	施設	導入期の契約(A)				現在の身	g約(B	(;)	ネーミング	
名称	所有者	契約 開始 時期 (a)	契約 総額 愛称 (b)	契約 期間 (c)	単年度 契約額 (億円 /年) (d)	契約 開始 時期 (e)	契約 総額 愛称 (f)	契約 期間 (g)	単年度 契約額 (億円 /年) (h)	ライツ パートナー (産業 分類)
東京 スタジアム	東京都 (株) 東京 スタジアム	平成 15年	12 億円 味の素 スタジア ム	5 年間	2.4 億円	平成20年	12 億円 味の素 スタジア ム	6 年間	2.2 億円	味の素 (食品)
神戸 総 運動 公園 野球場	神戸市	平成15年	2億円 グリーン スタジア ム 神戸	2 年間	1.0 億円	平成 23年	1.4億 円 ほっと もっと フィール ド神戸	4 年間	0.35 億円	ほっともっと (食品)
横浜 国際 総合 競技場	横浜市	平成16年	23.5 億円 日産ス タジア ム	5 年間	4.7 億円	平成25年	4.5 億円	3 年間	1.5 億円	日産自動車 (輸送用 機器)
県営 宮城 球場	宮城県	平成 17年	6 億円 フル キャスト スタジ ア 城	3 年間	2.0 億円	平成 20年	7.5 億日 製 クリススト が 宮 城	3 年間	2.5 億円	日本製紙(製紙)
渋谷 公会堂	渋谷区	平成18年	4.2 億円 渋谷 C.C. Lemon ホール	5 年間	0.84 億円	_	_	_	_	(導入期; サントリー) (飲料)

(筆者が作成)

説

ノ

(第90巻

となる。前述したように地方公共団体及びスポンサーのそれぞれのメリットについて、契約した結果を高く評価する 多いため、平成一五年度に開始した契約を第一期とすると、平成二六年現在、第三~四期目の契約を行っていること

では、契約期間と単年度契約額が基軸となる。 のであれば、次期の契約において、高く評価された側がより有利な契約条件となることが推量される。契約条件の中

してみる(

に列と

国列、及び

は列と

山列を

比較)。 このような観点に立って、導入期の契約臼と現在の契約臼について、それぞれ契約期間及び契約単価の変化に着目

なった施設(横浜国際総合競技場)に分かれる。 単年度契約額については、導入期より金額が増加した施設(県営宮城球場)と導入期より単価が低減した施設

契約期間については、より長期の契約を締結した施設(東京スタジアム、神戸総合運動公園野球場)と、

より短期と

東

京スタジアム等)とに分かれている。 これらの変化は、当該施設に対するネーミングライツの投資効果の評価、経済情勢その他の諸条件により影響を受

けるものと考えられる。今後も、スポンサーの視点からみたメリット(施設の性格、集客性、当該施設がマスコミに取 ンスが変化していくことが想定されるが、施設毎にネーミングライツ契約料の価格の差が拡大していく可能性もうか り上げられる頻度、パートナーの地域貢献の姿勢がアピールできる可能性等)や地方公共団体の方針を踏まえ、 需給バラ

ては、このような模索の段階を踏まえ、スポンサーの視点から見た高い業績評価を得るため、ネーミングライツに係 導入期の契約は、「物珍しさが先行し、模索の時期であった」という指摘がされている。今後、(※) 施設所有者側とし

がわれる。

る戦略を練っていく必要性が高まっていると考えて良いであろう。

一 提案型ネーミングライツの導入

[図-2] ネーミングライツ導入手続きフロー図

これらの実例を見てみると、

公園内の野球

歩行者専用デッキ、公衆トイレ、芝生広

も採用されるようになっている

(横浜市

0 例

ついて提案を募集するタイプ(提案募集型

名権を募集するタイプと併せて、

施設自体に

近時、

行政側が対象施設を特定して施設命

場が対象施設となっており、

行政側の視点で

が、 は命名権の対象として見落としがちな施設

ると、施設名称権の価値を見い出すことがで 当該施設近隣の関係法人等の視点から見

11])。これは広い意味では新たな地域資源 きるものとなっていることがわかる(〔表 発見のプロセスに相当するものであり、

ターネットを有効に活用することの重要性が唱えられている。(88) を続けている。このような状況において、 米国においては、 ネーミングライツの売り手側

世界でインターネットを利用する人は一三億二千万人に上り、

年一七%の割合で利用人口は増加

(非営利法人等)

が、 イン

も重要な手法として考えることができる。

三 インターネット戦略 100七年現在、

(第90巻

三九

第六号

四〇

〔表―11〕 横浜市ネーミングライツの事例

施設名	概要
日産スタジアム 【施設特定募集型】 ※横浜市初のネーミングライツ導 入事例です。	・契約の相手方:日産自動車株式会社・契約期間3年間:平成25年3月1日~平成28年2月29日・契約金額(年額):1億5,000万円
ニッパツ三ツ沢球技場 【特設特定募集型】	・契約の相手方:日本発条株式会社・契約期間3年間:平成25年3月1日~平成28年2月29日・契約金額(年額):4,000万円
はまぎんこども宇宙科学館 【施設特定募集型】	契約の相手方:株式会社横浜銀行契約期間3年間:平成25年4月1日~平成28年3月31日契約金額(年額):1,500万円
保野公園・横浜薬大スタジアム 【提案募集型】 ※提案募集型ネーミングライツの 第1号事例です。	 契約の相手方:学校法人都築第一学園 横浜薬科大学・契約期間 10年間:平成21年8月1日~平成31年7月31日 契約金額(年額):1,000万円
ベイクォーターウォーク 【提案募集型】	契約の相手方:三菱倉庫株式会社契約期間5年間:平成21年12月1日~平成26年11月30日契約金額(年額):800万円
ドゥアメニティ 新横浜駅前 トイレ診断士の胴堂 【提案募集型】	 契約の相手方:株式会社アメニティ 契約期間 3年間:平成23年10月20日~平成26年10月19日 対価:トイレの快適性向上と適切な維持管理のための役務提供(3年間で560万円相当)
カップヌードルミュージアムパー ク 【提案募集型】	 契約の相手方:日清食品ホールディングス株式会社 ・契約期間 10年間:平成24年8月1日~平成34年7月31日 ・契約金額(年額):500万円

(出典;横浜市資料)

今後ネーミングライツの活用を図る余地は方公共団体が所有する公有財産について、り、国情の差はあるとしても、我が国の地要は今後も確実に増すことが予想されてお要は今後も確実に増すことが予想されてお来国においては、ネーミングライツの需

おわりに

インターネットにより、当該公共施設の ウエブにアクセスした人は、ウエブ上に表 ウエブにアクセスした人は、ウエブ上に表 ら顕著な広報効果を上げることができる、 ら顕著な広報効果を上げることができる、 事業者の資本規模に関係なくウエブ上で効 果的な広報を行うことができるなど、イン ターネットがネーミングライツに与える影 響は大きなものと考えられている。我が国 においても、ネーミングライツの運用にお けるインターネットの戦略を研究し有効活

十分に存在するものと考えられる。 いても比較的ネーミングライツとの親和性が高いものではないかと思われる。 施設の類型を挙げれば、例えば、公立の音楽ホールその他の文化施設、公立大学法人、公立病院等は、 我が国にお

「設備」の単位でネーミングを取り扱う細分化の手法が我が国に取り入れられても不思議ではない。

また、米国のように、学校全体で一つの命名ではなく、図書館、駐車場、アトリウムというように

このように海外に見られるようなスポンサーの精選、インターネット戦略、 細分化等の新たな動向にも留意しつ

つ、我が国の行政が、今後どのような取組を行っていくか動向を注視していきたい。

記〕 本稿は、『都市自治体におけるファシリティマネジメントに関する研究』(平成二五年度 係る調査の一環として筆者が分析した内容の一部を活用しつつ、米国との比較分析等を加えて執筆したものであ 日本都市センター)に

1 "Naming Rights" (Terry Burton, 2008, John Wiley & Sons, Inc.

2 Sports Business Journal, 2011 Sep, P.19-25

3

T. Burton·前揭注(1)書二五頁参照。

4

6 5 中村和彦「ネーミングライツに関する一考察」(二〇〇八年、経済論集5)、 T. Burton·前揭注(1)書一八八頁参照 ノースアジア大学総合研究センター経済

The 2006 Entertainment, Media & Advertising Market Research Handbook, P96

アム総務部長)「日本初のネーミングライツ導入(東京スタジアムから味の素スタジアムへ)」(二〇〇三年、 研究所)二五頁参照。 東京スタジアムにネーミングライツを導入した経緯については、新田洋平(株式会社東京スタジ

7 増川雄二他 一ネーミングライツ (施設命名権) の実態調査」(二〇一〇年、 日本建築学会大会学術講演概要集)

三二頁参照

ネーミングライツに関する考察 四

説

- 8 ミングライツと自治体」(二〇一二年、法学セミナー八月号)一六二頁参照。 末永稔「命名権の売却は自治体を救えるか」(二〇〇五年、Associe)六四頁参照。 塩浜克也「『名前、 売ります』ネー
- 10 9 我が国の場合、公の施設に設定されるネームは、条例上の正式名称とは異なる「愛称」という位置づけを行うことが 増川他・前掲注(7)論文一二二四頁参照。
- 11 ○○九年)六八頁参照。浦田和栄他「日本版ネーミングライツの定着・発展に向けて」(二○○七年、NBL No852) | 事例として宮城県が所有する宮城球場を挙げることができる。市川裕子『ネーミングライツの実務』(商事法務・二

四頁参照

13 12 神戸総合運動公園野球場の名称の変遷について、塩浜・前掲注(8)論文一六二頁参照 宮脇淳『公有資産の改革』(ぎょうせい、二〇〇九年)一一頁参照

14 ら5年 ネーミングライツの損得勘定」(二〇〇八年、月刊「BOSS」三月号)一〇二頁参照。 イツ(命名権)」(二〇一二年、自治体法務研究二〇一二・秋)三三頁参照 東京都渋谷区宮下公園の事例について、竹下俊一「ネーミングライツ(施設命名権)の現場」(二〇一〇年、 スポンサーの不祥事による業務停止処分に伴うネーミングライツ契約の解除の事例が発生している。「『日本上陸』か 市川裕子「ネーミングラ 地方議

16 会人一〇月号)二七頁参照。 二○○六年、大阪シティドームのネーミングライツを巡り、様々な経緯の末、 最終的に「京セラドーム大阪」という

17 ネームとなった事例について、市川・前掲注 増川他・前掲注(7)論文一二二四頁参照 (11) 書三〇頁参照。

ネーミングライツは物権か債権か、という問題については、一般に債権 (債権者が債務者に一定の給付を請求し、

務者のなす給付を受領し保持することが認められている地位 (権利)) であると解されている。 債権の発生原因は、

般に契約であることから、契約により当該ネーミングライツの具体的内容を明確にしておくことが不可欠であると解さ

れている。市川・前掲注(11)書一八二頁参照。

- (0) 黄毛可に言事集隹惶旦台『才原は目っ蒙む』(こ))に三、ぎようせい) 一つ(9) 松本英昭『逐条地方自治法』(二〇〇九年、学陽書房)九〇四頁参照。
- 20 横浜市広告事業推進担当『財源は自ら稼ぐ』(二○○六年、ぎょうせい)一一六頁参照。
- 小林明夫「公共施設へのネーミングライツの設定と地方自治法制」(二〇一一年、自治研究第八七巻第九号)七四頁
- 技場のネーミングライツ」(二○○六年、地方財務二月号)九一頁参照。 横浜市総合競技場の事例について、鶴川博「財源は自ら稼げ! 横浜市広告事業のチャレンジ 第五回 横浜市総合競
- 横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン(平成二〇年一〇月一日制定。平成二三年一二月一日改定)参 "School Naming Rights and the First Amendment's Perfect Storm", 2007, The Georgetown Law Journal vol. 96:1
- 25 熙 http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/naming-rights/pdf/nr-guideline.pdf 横浜市広告掲載基準(制定平成一七年四月一日)参照。http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/banner/4.pdf
- のPPP導入について」(二〇一二年、土木学会誌 vol97 no.11) 二四頁参照。 横浜市の提案募集型ネーミングライツについて、より詳しい解説は、野村宣彦「ネーミングライツを通じた横浜市へ
- 3) T. Burton·前揭注(1)書七五頁参照。

浦田他・前掲注(11)論文三二頁参照